

第 11 回コスト算定等研究会における
アルテリア・ネットワークス株式会社の説明内容に対する追加質問及び回答

1 回線単価について

- ・ 第二種負担金の額の算定方法において、事務局案は「回線数×(すべての役務で共通の)回線単価」であるところ、役務や下り名目速度ごとに異なる回線単価を適用することの可能性や適否をどのように考えるか。

(相田構成員)

(アルテリア・ネットワークス株式会社回答)

- ユニバーサルサービスの維持は、役務の利用者に公平に負担していただくという観点から、一律に回線単位とするのではなく役務や想定される対象顧客の平均的な利用者数を想定し、対象顧客ごとに異なる回線単価を適用することも妥当性があると考えます。その場合、負担額の算定や運用が複雑とならないよう、例えば固定回線においては、①戸建・集合住宅向け個人顧客対象サービス、②オフィス向け法人顧客対象サービス、③集合住宅向け一括契約サービスといった大きく分類する方法が考えられます。

2 集合住宅における回線数の数え方について

① 集合住宅の家主等との一括契約をする場合、

(A)：入居者はインターネット利用が無料で（家賃等に含まれる）、役務の最終提供事業者への支払いは法人又は家主がまとめて全戸分を負担する契約形態、

(B)：家主は毎月の実際の利用戸数に基づいて役務の最終提供事業者への支払金額が変動する契約形態

のどちらが多いか。

また、設備提供事業者と役務の最終提供事業者が異なる場合、契約形態（A）又は契約形態（B）ともに、設備提供事業者が役務の最終提供事業者から受け取る料金（接続料）は、利用戸数の変動を受けない契約を、両者の間で締結しているという理解でよいか。

（砂田構成員）

（アルテリア・ネットワークス株式会社回答）

- 前者のご質問については、実際の利用戸数に関わらず月額料金は定額としておりますので、（A）の形態しかございません。

後者のご質問については、設備提供事業者の通常の FTTH サービスを利用して、最終提供事業者が集合住宅向けサービスを提供する形態ですので、利用戸数に関わらず定額での契約となります。戸数に応じた想定トラフィックを算出した上で、品目や引込回線数を調整することはございますが、利用戸数の変動により料金を設定している性質のものではありません。

2 集合住宅における回線数の数え方について

- ② 前の質問（追加質問2①）に関連して、契約形態（A）であれば最終提供事業者は家主に確認しないと利用戸数が把握できないが、契約形態（B）だと毎月の利用戸数を把握していることになるところ、貴社が「運用に負荷がかかる」と説明していたことを鑑みれば、実態として契約形態（A）が多く、第二種負担金算定のために役務の最終提供事業者は家主に利用戸数を確認する必要があり、役務の最終提供事業者と設備提供事業者が異なる場合は、さらに利用戸数を把握するため運用コストがかかるという理解でよいか。

（砂田構成員）

（アルテリア・ネットワークス株式会社回答）

- ご理解のとおり、弊社においては契約形態（A）のみとなっております。現在、報告規則の規定に基づき、（利用戸数を把握していないため）最大戸数ベースでの報告としておりますが、
 - 都道府県別・品目別・自己設置／接続別・共同住宅向け／それ以外（様式8第1表）
 - 都道府県別・共同住宅向け／それ以外の卸契約数（様式8第2表）
 - 卸元別・卸先（様式8の3）または卸元別契約数・再卸先別卸契約数（様式8の2）の報告様式を四半期単位でご提出しており、現時点でも正確な契約数の確認・精査に相当の稼働を割いている状況です。仮に従前どおり最大戸数で報告するとしても、現状より細かな粒度で月次で実施することとなる場合は、過度な負担が発生することとなります。更に月次で利用戸数を把握することとしますと、運用負荷が更に過大となり、適切に運用が回るイメージができないというのが正直なところでございます。運用負荷と効果のバランスを考慮した運用設計をしていただきますようお願い致します。

2 集合住宅における回線数の数え方について

- ③ 入居者間の負担の不公平性を問題にあげていたが、契約形態（A）であれば直接の負担者は入居者ではなく家主になると思う。その上、当初から全戸数を対象としているので、負担も最大戸数（全戸数）に統一したほうが合理的かつ運用コストの削減につながると想定されるが、どのようにお考えか。

（砂田構成員）

（アルテリア・ネットワークス株式会社回答）

- 本来、負担対象とすることが適切ではない未入居戸や他社サービスの利用者を負担対象とすることについて、実際の利用者に対する負担の不公平性の問題となる点をご提示致しましたが、直接の負担者である家主・管理組合等にとっては、本来負担対象ではない分の負担を強いられることとなり、合理性を欠くものであると認識しております。また、各入居者には管理費明細などで全戸分のBBユニバーサルサービス料が提示されることも想定されますが、実際には利用していない入居者が存在する場合も全戸分の負担となる点について消費者保護の観点からの妥当性も考慮する必要があると考えます。
- 更に運用負荷の観点では、端末系伝送路設備設置事業者と集合住宅内設備の設置事業者が異なる場合は、最終提供事業者にも月次での戸数報告を義務付けるなど、運用負荷を増加させることとなり、合理的な運用コストとは認識致しておりません。